

過去に日本学生支援機構貸与奨学金を受けていた方へ 「在学猶予願」の提出について

在学猶予を申請しない場合、貸与終了後 7 か月目に返還が始まります

対象者 下記の全てに該当し、在学中の返還猶予を希望される方。

- ✓ **日本学生支援機構奨学金を貸与終了済の方(辞退含む)**
- ✓ **進学・留年等により 2024 年度に（引き続き）本学に在学する方**
 - ※ 標準修業年限を超えて在学する方は、毎年提出が必要です。
 - ※ 2020 年 4 月以降に適用可能な在学猶予期間は通算 10 年間までとなりました。

手続き スカラネット・パーソナル(スカラ PS)から「在学猶予願」を提出

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>



スカラ PS

● **学校番号：104013-01**[法科大学院以外] **104013-60**[法科大学院]

● 入力項目

	在学(猶予)年数・月数	願出事由
新たに大学院に進学した方	在籍する課程の標準修業年限を入力 (例：修士課程は通常 2 年)	「 進学 」を選択
	※ 予約採用の場合、「進学届」提出時に以前貸与を受けた奨学生番号を入力すれば、「在学猶予願」を提出しなくても標準修業年限まで返還期限が猶予されます。	
標準修業年限を超えて在学している方	「 1 年 0 か月 」と入力 事情にかかわらず 1 年ごとに提出	休学・留学等の事情にかかわらず 「 留年 」を選択
貸与辞退した方	標準修業年限までの年月数を入力 (例:学部 2 年終了時で辞退した場合、「2 年 0 か月」)	標準修業年限内であれば 「 辞退 」を選択

提出時期

貸与終了(予定)時期	提出時期
2024 年 3 月以前	今すぐに手続きをしてください (既に返還が始まってしまった場合/延滞状態となっている場合は 至急、日本学生支援機構(0570-666-301)に相談してください。)
2024 年 4 月 ~2025 年 2 月	貸与終了の翌月以降に手続きを行ってください。 詳細は貸与終了時にご案内しています。
2025 年 3 月	2024 年 4 月(以降) ※貸与終了までは手続きできません。

問合せ先

一橋大学学生支援課奨学事業係(国立西キャンパス本館 1 階) ※窓口は月~金(祝日を除く) 8:30~17:15

TEL : 042-580-8139 E-mail : scholarship@ad.hit-u.ac.jp

(2024.5)